

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	成年後見制度利用支援事業（高齢）
発 注 課	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課
選 定 事 業 者	社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会 会長 福迫 尚一郎
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本事業は、成年後見制度に関しての高い専門性が求められるものであるが、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、全国の都道府県及び政令指定都市の社会福祉協議会だけが実施可能である「日常生活自立支援事業」の担い手であり、この事業は判断能力の不十分な者を対象としていることから、成年後見制度と一体的に事業運営が可能である。さらに、第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）においては、成年後見制度と日常生活自立支援事業は連携が強化されるべきことが明示されている。また、社協は、法人後見の実施団体であるため、権利擁護支援に関する高い専門性を有しており、成年後見制度に関連する事業は、市民後見の推進を含めて一体的に実施することが効果的であると考えられる。</p> <p>したがって、本委託事業を円滑かつ適正に遂行することができる唯一の団体は社協であると認められることから、委託先として社協を選定するものとする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和5年3月14日